

松戸市高齢者の元気応援キャンペーン 実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の介護予防の促進、活躍の機会と場づくりを応援する企業、団体等が松戸市高齢者の元気応援キャンペーン協賛者（以下「協賛者」という。）として、申込みから協賛決定までの一連の手続き及び活動について必要な事項を定めるものとする。

（協賛者の定義）

第2条 この要綱において「協賛者」とは、次に掲げる企業、団体等のことをいう。

- （1）松戸市高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画（以下「計画」という。）の理念を共有し、松戸市（以下「市」という。）と一体となって高齢者の介護予防の促進、活躍の機会と場づくりを応援する企業、団体等であって、第6条によって協賛決定した企業、団体等
- （2）市と包括連携協定を締結している企業、団体等であって、市に対して高齢者の介護予防の促進、活躍の機会と場づくりを応援する意思表示があった企業、団体等

（協賛制度の創設目的）

第3条 市は、介護予防による健康寿命の延伸に向けた高齢者の社会参加の増進について、市を挙げて推進する体制を強化するために協賛制度を創設する。

（協賛者の役割）

第4条 協賛者は、それぞれ日々の活動や営業内容をもって、高齢者の介護予防の促進、活躍の機会と場づくりに寄与することを役割とする。

（協賛の申込み）

第5条 協賛の申込みは、「松戸市高齢者の元気応援キャンペーン協賛申請書兼変更届」（第1号様式）、その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。ただし、第2条第1項第2号の企業、団体等については、この限りでない。

（協賛の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、別に定める協賛基準によりその内容を審査し、協賛の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査の結果、協賛の決定をした企業、団体等に対し、「松戸市高齢者の元気応援キャンペーン協賛決定通知書」（第2号様式）及び、その他市長が必要と認める

ものを交付するものとする。

（協賛の不許可及び取消）

第7条 市長は、協賛の申込みをした団体が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、協賛を不許可とすることができる。また、協賛者がその活動において次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、協賛を取り消すことができる。

- （1）法令及び公序良俗に反し、またはその恐れがあると認められる場合
- （2）第6条第3項に規定する協賛基準を満たさないと認められる場合
- （3）協賛申込み時に提出された届出事項に、虚偽の記載があると認められる場合
- （4）協賛者の関係者等が、松戸市暴力団排除条例（平成24年3月29日松戸市条例第2号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等である場合
- （5）特定の政治、思想、および宗教に基づいた活動等を行う（行った）場合
- （6）市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合
- （7）前各号に掲げるものの他、協賛者として適当でないとする事由があると認められる場合

（協賛申請届出事項の変更）

第8条 協賛者は、協賛申請事項に変更が生じた場合は、速やかに「松戸市高齢者の元気応援キャンペーン協賛申請書兼変更届」（第1号様式）により、変更後の内容を再度市長に届け出るものとする。

（協賛の取下げ）

第9条 協賛者が協賛を取下げしようとするときは、「松戸市高齢者の元気応援キャンペーン協賛取下届」（第3号様式）を市長に届け出るものとする。

2 市は、協賛者の解散・閉店等が認められるが、協賛者と連絡が取れない、または、協賛者から協賛取下届を届け出ることが困難であると申し出がある等の場合は、協賛取下書の提出がなくても取下げできるものとする。

（協賛者の周知）

第10条 市は、協賛者の活動や営業内容等を広く市民に周知するために松戸市ホームページ等に掲載するものとする。

（活動の報告）

第11条 市長は、協賛者に対し、必要に応じて活動内容等の報告を求めることができる。

（庶務）

第 12 条 協賛に係る庶務は、松戸市福祉長寿部高齢者支援課が行う。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

松戸市高齢者の元気応援キャンペーン 協賛基準

1. 協賛条件

(1) 企業・団体等の条件

- ① 実施要綱第3条の創設目的に賛同していること。
- ② 実施要綱第4条の役割を果たす意思があること。
- ③ 原則、市内に店舗や事業所等がある法人又は任意団体等（以下「団体等」という。）であること。
- ④ 医療機関、薬局については、各医療機関関係団体（松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会）に所属していること。

(2) サービス内容の条件

- ① 実施要綱第4条の役割に沿ったサービスであること。
- ② 松戸市民や松戸市内の地域活動団体向けに、団体等の独自サービスや講座の実施、講師の派遣、活動場所の提供等ができること。
- ③ 介護保険法に基づくサービス・営利目的のサービス・市等からの補助金の支払いを受けているサービス単体での申請ではないこと。
- ④ 商品等の販売・勧誘等又はそれに類する行為をしないこと。
- ⑤ 原則、交通費や会場使用料等の実費相当額以外の負担をサービス等を受ける者に求めないこと。
- ⑥ 協賛者が本キャンペーンの協賛に伴い実施するサービス等により生じた問題の責任は、協賛者にあるものとし、市に一切の責任を負わせないこと。
- ⑦ 年間を通して、サービス等を実施できること。
- ⑧ 地域活動団体へ活動場所を提供する場合は以下の条件を満たすこと。
 - ・ 原則、市内に提供可能な場所（店舗や事業所等）があること。
※市外に店舗やスペース等がある団体等で、松戸市の高齢者に対して活動場所の提供が行える場合は市に相談すること。
 - ・ 6畳以上の活動場所が提供できること。
 - ・ 月1日以上、1日あたり2時間以上提供できること。
 - ・ 消防法等の基準を満たしていること。
（例）不特定多数の者が利用することが可能なスペースであること 等
 - ・ 活動場所の提供により利益を発生させることを目的としないこと。また、利用料は原則無料とし、徴収する場合は実費相当額を徴収すること。
 - ・ 地域活動団体の運営者等からの直接の依頼に対応できること。

(3) その他の条件

- ① 市が行う高齢者の介護予防の促進、活躍の機会と場づくりに関する事業等のチラシの設置や配布、またはポスターの掲示が可能であること。

- ② 協賛申請時に申請書等において提出された情報については、本キャンペーンの実施に必要とされる範囲に限り、市が使用及び公表することに同意すること。
- ③ 市から配布されるポスター、ステッカー、のぼり等を掲示し、協賛者であることを市民に広く周知すること。
- ④ 市からの依頼に基づき、年度毎の活動実績を市に報告すること。

2. 協賛内容の例

(1) 個人向けのサービス

- ・ 以下のテーマ例に関する講座・体験会の開催
- ・ 初回利用料無料、回数券割引
- ・ 給水所や休憩所の設置 等

（２）地域活動団体向けのサービス

- ・ 以下のテーマ例に関する講座の開催、講師の派遣
- ・ 元気応援くらぶ等の地域活動団体への活動場所の提供（休業日（休館日）や部屋を使用しない時間帯に貸出、施設内フリースペースの貸出）

【テーマ例】

- 健康・介護予防
体操、ダンス、レクリエーション、栄養（食事）、口腔ケア など
- 文化・芸術・趣味・教養
華道、編み物・手工芸、料理、音楽、語学、手話、パソコン・スマートフォン、カメラ など
- くらし・生活・ライフプラン
防災・防犯活動、交通安全、終活セミナー など
- その他
まちづくり、地域団体育成、世代間交流 など